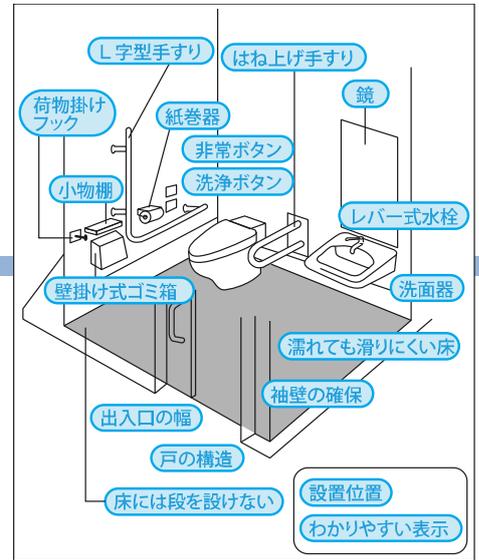


1 建築物

(6) 車椅子使用者用 便房①

設計のポイント

高齢者、障害者等が外出時に特に困ることは、利用できる便所が少ないことです。したがって、車椅子使用者が利用できるスペースを確保した便房をわかりやすく、利用しやすい位置に設置することが必要です。



- 玄関ホール等のわかりやすい位置に車椅子使用者が利用可能な便房の位置を示す情報提供を行うとともに、一般の人も利用できるよう、一般便所と一体もしくは近くに設けることが望まれます。
- 便房に至る経路は、高齢者、障害者等の利用を考慮し、有効幅員の確保・ドアの構造・段を設けない・床の表面を滑りにくい仕上げにすることなどの配慮が必要です。
- 必要に応じて、乳幼児椅子などを備えた便房が必要です。(男子用及び女子用の区別がある場合、それぞれに必要です。)
- 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)が設けられている階ごとに、当該便所のうち1以上に、車椅子使用者用便房を設けることが望まれます。
- 劇場・競技場等の客席・観客席が複数階にわたる場合や、同時に多数の車椅子使用者が利用することが考えられる場合には、複数の車椅子使用者用便房を設けることが望まれます。

整備基準

【適用施設/建築物(第二種保健福祉施設のうち保育所、教育施設のうち幼稚園及び共同住宅を除く。)]

■ 整備基準

■ 基準の解説

1 多数の者が利用する便所を設ける階(以下「便所設置階」という。)においては、当該便所のうち1以上(当該便所設置階の床面積が10,000㎡を超え、40,000㎡以下の場合にあつては2以上、当該便所設置階の床面積が40,000㎡を超える場合にあつては当該床面積に相当する数に20,000分の1を乗じて得た数(1に満たない端数が生ずる場合は、当該端数を切り上げた数)以上。ただし、当該階に設ける(5)の項に定める便所(車椅子使用者用便房のみを設けるものを除く。)の数を超える場合にあつては、当該(5)の項に定める便所の数とする。)

に車椅子使用者用便房を1以上^①(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。イにおいて同じ。)設けること。ただし、車椅子使用者が車椅子使用者用便房を利用する上で支障がないものとして次に定めるいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- イ 便所設置階が直接地上へ通ずる出入口のある階であり、かつ、車椅子使用者用便房を1以上設ける施設が同一敷地内の当該出入口に近接する位置にある場合
- ロ 1の本文の規定により設けるべき車椅子使用者用便房の全部又は一部を、当該便所設置階以外の便所設置階の多数の者が利用する便所に設ける場合

① 建築条件に応じた設計の自由度を確保するため、設置位置は任意。

車椅子使用者用便房の設置イメージ	不特定多数の者等が利用する便所設置階数	車椅子使用者用便房の必要設置数
	5	5以上
	3	3以上

便所のない階がある場合。

八 次の(1)又は(2)に掲げる便所設置階の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める場合

- (1) 男子用の多数の者が利用する便所のみを設ける便所設置階
当該多数の者が利用する便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が10,000㎡を超える場合にあっては、1の本文に定める数以上）に、男子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合
- (2) 女子用の多数の者が利用する便所のみを設ける便所設置階
当該多数の者が利用する便所のうち1以上（当該便所設置階の床面積が10,000㎡を超える場合にあっては、1の本文に定める数以上）に、女子用の車椅子使用者用便房を1以上設ける場合

二 **床面積が1,000㎡未満の便所設置階を有する建築物^②**に、床面積が1,000㎡未満の階の床面積の合計に1,000分の1を乗じて得た数（1に満たない端数が生ずる場合は、当該端数を切り捨てて得た数）（1,000㎡未満の便所設置階（車椅子使用者用便房のみを設ける多数の者が利用する便所のみを設けるものを除く。）の階数に相当する数を超える場合にあっては、当該階数に相当する数）に1の本文に定める床面積が1,000㎡以上の便所設置階に設けるべき車椅子使用者用便房の数を加えた数（イに定める施設がイに定める位置にある場合にあっては、当該数から当該施設に設ける車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房に男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの車椅子使用者用便房）の数を差し引いた数）以上の車椅子使用者用便房（当該車椅子使用者用便房（男子用の多数の者が利用する便所及び女子用の多数の者が利用する便所を設ける階に設けるものに限る。）に男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの車椅子使用者用便房）を設ける場合

②同一敷地内に複数棟の建築物が立地する場合、車椅子使用者用便房の必要設置数の算定にあたっては、これらをまとめて一の建築物として取り扱う。

同一敷地内に床面積が1,000㎡に満たない小規模階を有する建築物が複数棟立地する場合は、全ての建築物の小規模階の床面積の合計をもとに小規模階における車椅子使用者用便房の必要設置数を算出する。

車椅子使用者用便房の設置イメージ	400~599.8㎡/階	
	延べ床面積	2,000~2,999㎡
	不特定多数の者等が利用する便所設置階数	5
車椅子使用者用便房の必要設置数	2以上	

2 車椅子使用者用便房を設ける便所（以下この表において「車椅子使用者用便所」という。）は、次に定める構造とすること。

- イ 車椅子使用者が円滑に利用できるような**十分な床面積^③**が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている車椅子使用者用便房が設けられていること。
- ロ 車椅子使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の幅は、**内法を80cm以上^④**とすること。
- ハ 車椅子使用者用便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車椅子使用者が**円滑に開閉して通過できる構造^⑤**とし、かつ、その前後に高低差がないこと。
- ニ 床の表面は、**濡れても滑りにくい仕上げ^⑥**とすること。
- ホ 車椅子使用者が円滑に利用できるような高さ及び蹴込みに配慮した洗面器が設けられていること。

③必要な便器、手すり、機器等を配置し、原則として便房内で車椅子が回転できるスペース（直径150cmの円）を確保できる広さです。

④内法80cm以上とは、車椅子が通過できる寸法です。（車椅子使用者用便房の出入口の有効幅員は、90cm以上とすることが望まれます。）

⑤引き戸及び自動引き戸が最適ですが、構造上やむを得ない場合は、便房内の動作を考慮して外開き戸とします。車椅子使用者が通過しにくい重い引き戸及び開き戸、開閉のためのスペースが充分にない開き戸等は設置しないようにします。

⑥濡れても滑らない材質で耐久性のあるものを用い、平坦な仕上げとします。
[P.169〔(1)床(路面)仕上げの目安〕参照]

- ハ 水栓器具は、光感知式、レバー式その他の操作が容易な方式のものが設けられていること。
- ト 車椅子使用者が円滑に利用できるよう**位置及び高さに配慮した鏡**^⑦が設けられていること。
- チ **車椅子使用者用である旨**^⑧を見やすい方法で表示すること。

- ⑦ 車椅子使用者が身づくろいを確認できるように設置します。
- ⑧ 車椅子での使用の他、誰でも使いやすいものである旨を表示します。[P.69、73〔(6) 車椅子使用者用便房〕参照]

さらに望ましい基準

■バリアフリー法による建築物移動等円滑化誘導基準

便 所

多数の者が利用する便所内には、次に定める基準に適合する便所を設けること。

- イ 車椅子使用者用便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の幅は、内法を 80cm 以上とすること。
- ロ 車椅子使用者用便房の出入口又は当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とし、その前後に高低差がないこと。

整備例

● 条例による整備基準

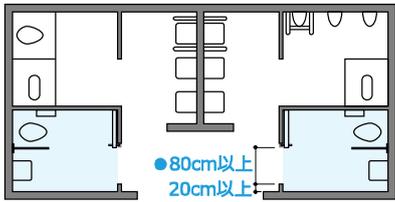
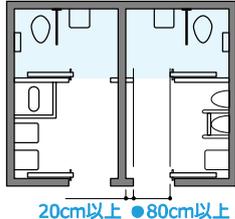
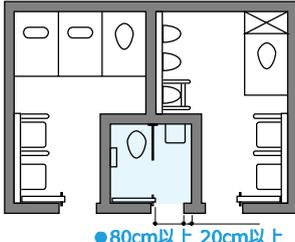
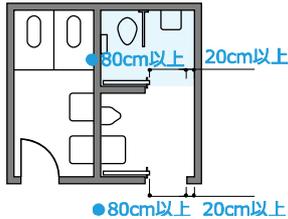
◇ バリアフリー法による建築物移動等円滑化誘導基準

無印 標準的な寸法や配慮の例

▲ 参考事例等

⊗ 注意マーク

車椅子使用者用便房のレイアウトプラン例

	①男女別（手前）	②男女別（奥）
整備例		
特色	<ul style="list-style-type: none"> ▲ 2カ所以上設ける場合は片側型で、左右対称のプランを設けることが望まれます。 ▲ 介助者が異性の場合を考慮して、出入口はできるだけ廊下に近い位置に設けます。 ▲ 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口前には、車椅子使用者が直進でき、方向転回できるよう、140 cm角以上の水平なスペースを設けます。 	<ul style="list-style-type: none"> ⊗ 便所の奥にあると、異性が介助しにくくなります。 ▲ 入口に車椅子便房の配置プランを表示するとわかりやすくなります。
	③男女兼用	④男子便所のみ
整備例		
特色	<ul style="list-style-type: none"> ▲ 1カ所しか設けない場合でも片側型が望まれます。 ▲ 車椅子使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口前には、車椅子使用者が直進でき、方向転換できるよう、140 cm角以上の水平なスペースを設けます。 	<ul style="list-style-type: none"> ⊗ 男子便所の奥のみにあるために、女性利用者や女性介助者が利用しにくくなります。（女子便所にのみ設ける場合も同じ） ⊗ 男子又は女子便所の一方のみと車椅子使用者用便房を兼ねることは望ましくありません。